

公益財団法人東松山市農業公社農業機械利用規程

(目的)

第1条 この規程は、農業の生産性向上を図るため、公益財団法人東松山市農業公社（以下「公社」という。）が所有する農業機械（以下「機械」という。）の有効利用及び円滑な運用について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 機械を利用することができる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 東松山市内で農業生産に意欲的に取り組む者。
- (2) 公社の定款第4条に掲げる事業に係わる者。
- (3) 普通自動車運転免許又は大型特殊自動車運転免許を有する者。

2 前項の規定にかかわらず公社理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認める者にあつては、機械を利用することができる。

(利用申請等)

第3条 機械を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用を希望する日の7日前までに農業機械利用申請書（別紙様式、以下、「申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上利用の許可について通知するものとする。

ただし、機械の毀損、不適な使用、又は第9条に規定する利用者の責務を遵守できない恐れがある場合は、利用を許可しないことができる。

3 申請者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに公社に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(利用期間)

第4条 機械は、同一の申請者が引き続き5日以上利用することができない。ただし、理事長が特に必要であると認めたときは、この限りではない。

(目的外利用の禁止)

第5条 機械の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた利用目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し)

第6条 理事長は、利用者がこの規程に違反したときは、利用の許可を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の利用の許可の取消しによって利用者に損害が生じても、その

責めを負わないものとする。

(機械の利用方法及び管理)

第7条 利用者は、公社が指定する日時に、指定する場所で機械の受取及び返却をするものとする。

2 利用者が、機械の搬送（借入時及び返却時）を公社に依頼する場合は、申請書にその旨を記載するものとする。

3 利用者は、機械の清掃、点検、燃料の充填を行った後、機械を返却するものとする。

前条の規定により利用許可の取消しを受けた利用者にあっても、同様の手続きにより、速やかに返却するものとする。

(機械の種類及び利用料金)

第8条 機械の種類及び利用料金等は、別表のとおりとする。

2 利用者は、別途定める期日までに利用料金を公社の指定口座に納入する。

3 公社に機械の搬送を依頼する者は、機械の利用料金に加え搬送料金を加えた額を納入する。

4 機械の利用に係る燃料代は、利用者の実費負担とする。

5 第1項の規定にかかわらず、東松山市において就農後、一定期間に満たない者等が機械を利用する場合の利用料金等については、それぞれその2分の1の額を下回らない範囲内で減額することができる。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、機械の利用に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって行うこと。

(2) 借入れ及び返却日時は、厳守すること。

(3) 操作方法を理解しておくこと。

(4) 始業点検を行うこと。

(5) 事故防止に努めること。

(6) 利用中に故障又は事故が発生したときは直ちに公社に報告し、その指示に従うこと。

(7) 機械の保管管理及び利用中の事故等について、一切の責任を負うこと。

(損害の負担)

第10条 利用者の故意又は重大な過失により機械に損害を与えたときは、当該利用者の負担により原形に復するものとする。

(委任)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。
(財団法人東松山市農業公社農作業機械施設貸付事業実施要領の廃止)
- 2 財団法人東松山市農業公社農作業機械施設貸付事業実施要領(平成 9 年 2 月 1 7 日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、別表中のブームスプレア、フレームモア及び別紙様式中の 23 ブームスプレア、24 フレームモアについては、平成 2 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の利用料金(KIORITZ(HRC803)を除く。)については、平成 2 9 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

